

1.1 地球温暖化対策について

地球温暖化対策課

1 現状

(1) 三重県域における温室効果ガスの排出状況

① 排出量の状況

国全体の平成24(2012)年度温室効果ガス排出量[※](森林等吸収源を考慮)は、京都議定書の基準年度である平成2(1990)年度に比べ2.3%の増加、前年度排出量と比べ2.7%の増加となっています。

これに対し、三重県域における平成24(2012)年度温室効果ガス排出量(森林等吸収源を考慮)は、同基準年度と比べ6.9%の増加、前年度排出量と比べ1.4%の増加となっています。

※環境省地球環境局総務課低炭素社会推進室公表「2012年度(平成24年度)の温室効果ガス排出量確定値」

② 排出状況の分析

三重県の前年度比の増加要因は、産業部門及び民生業務部門において電気の使用量は減少したものの燃料系の使用量が増加したこと、運輸部門においてガソリン等の使用量が増加したこと、森林吸収量が減少したこと等によるものです。

三重県の温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素の排出量の内訳をみると、産業部門が56.2%、運輸部門が14.9%、次いでオフィスや店舗などの民生業務部門が12.5%とこれらが排出量の大部分を占めます。

なお、対基準年度(平成2(1990)年度)比で大きな伸びを示している部門は、民生業務部門(102%増加)及び民生家庭部門(25%増加)です。

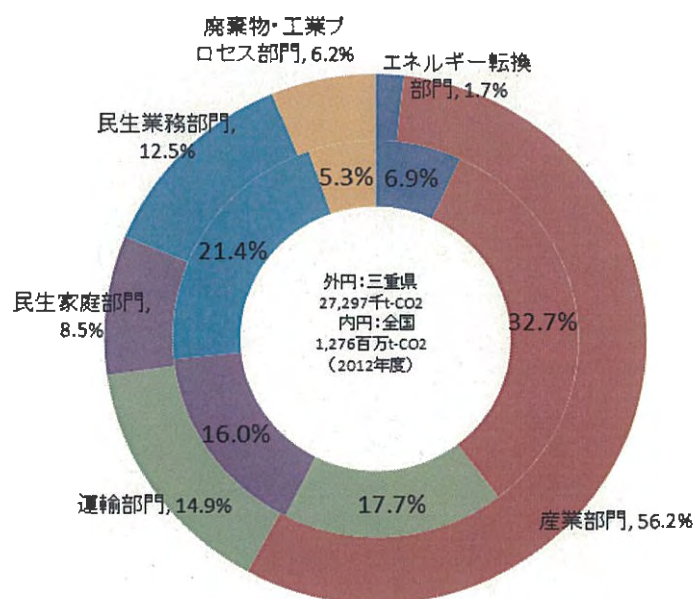


図 三重県(全国)の二酸化炭素排出量の部門別構成比 平成24(2012)年度

(2) 三重県における地球温暖化対策

① 地球温暖化対策推進条例の周知と多量排出事業者の取組

「三重県地球温暖化対策推進条例」(以下「条例」という。)に基づき事業者等のエネルギー使用量の削減などを推進するため、695事業所へ取組を要請しました。

また、条例で義務付けた地球温暖化対策計画書制度により、温室効果ガスを多量に排出する事業所(1年間で原油換算1,500kl以上のエネルギーを使用する事業所「335事業所」)では、温室効果ガス排出量を平成25年度に比べ、平成28年度までの3年間で1.2%増以内とする自主的な取組がなされています。

② 普及啓発等

県民の皆さんへは、地球温暖化対策に取り組んでいただけるよう、「県政だよりみえ」に啓発記事の掲載を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員による出前講座(受講者延べ6,100名)やセミナーを開催し、地球温暖化防止への取組を求めました。

また、今後の課題を探るためアンケートを実施した結果、県民860人、事業者607社から回答をいただき、地球温暖化対策の課題の把握を行いました。

③ 三重県気候変動影響レポート

地球温暖化の進行に伴う三重県の気候変動の状況について、津地方气象台と国立環境研究所の協力を得て三重県内の「気候変化」「気象の影響」を「三重県気候変動レポート2014」としてまとめました。津、尾鷲において21世紀末には20世紀末に比べ年平均気温が約3℃上昇するなど、三重県の気候変動の予測結果を示しました。

④ 低炭素社会モデル事業

「地域と共に創る電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業」(以下「モデル事業」という。)を伊勢市において実施していますが、昨年度は小型電気自動車等でまわる周遊マップ(「参宮街道周辺」等5コース設定)を作成したほか、エコスタンプラリーを実施し電気自動車や電気バスの活用を図るなど、電気自動車等の普及・啓発を実施し、その可能性を広げる取組を実施しました。

また、充電施設の普及に取り組んだ結果、充電施設は伊勢市内で21箇所整備されることになったほか、三重県内においても176箇所(H27.5.7現在)整備されました。

⑤ 県庁での取組

地球温暖化防止の取組を実践する契機として、また省エネ・節電の取組として、県庁が率先して実行した夏季の3日間のライトダウンの取組は、平成20年度から行っていますが、この取組により、昨年度は約191世帯の一日分の電力使用量に相当する1,913kWhが節電出来ました。なお、県内事業者にもライトダウンに取り組むよう呼びかけています。

2 課題

(1) 協働による地球温暖化対策の推進

三重県域における温室効果ガス排出量は、基準年度（平成2（1990）年度）比及び前年度比で増加しており、県内の二酸化炭素排出量の56%を占める産業部門も含め、基準年度比102%増となった民生業務部門や、同比25%増となった民生家庭部門について、しっかりとした地球温暖化対策の普及啓発が必要です。

また、事業者アンケートの結果、「エコ通勤」や「カーボン・オフセット」などの取組があまり行われていないことがわかり、実行率を上げていく必要があります。

(2) 地域と連携した低炭素社会づくりの推進

伊勢市のモデル事業は、最終年度の4年目に入りましたが、取組の定着化とさらなる進化を図る必要があります。

また、県内全域へ伊勢のモデル事業の展開や電気自動車等の充電インフラ整備もさらに促進する必要があります。

(3) 地球温暖化への適応に関する情報の提供

昨年度とりまとめた「三重県気候変動影響レポート2014」では、気象庁予測情報として前述の年平均気温以外にも、真夏日は20世紀末の約37日から21世紀末には約80日になると予測されており、人間社会への影響が懸念されています。

このように、地球温暖化は進むと予測されている中で、県内における気候変化による将来影響や地球温暖化への適応の必要性が高まっており、これらについての調査研究を進め情報提供を行う必要があります。

3 今後の取組

(1) 協働による地球温暖化対策の推進

さまざまな主体が協働した次の取組を推進します。

① 事業者の取組のさらなる促進・啓発

産業部門や民生業務部門の事業者の二酸化炭素排出削減の取組を進めるため、「カーボン・オフセット」の内容を簡単に理解してもらうための説明会や大都市においてマッチングイベントを開催し、県内オフセットクレジットの活用を広げます。

② 県民の取組の促進

民生家庭部門の排出削減の取組を啓発するため、地球温暖化防止活動推進員による啓発活動を支援し、環境学習情報センター、地球温暖化防止活動推進センター、市町、学校などさまざまな主体と連携し、環境教育プログラム「キッズISO14000プログラム」やポスターコンクールなどの取組を通じて、家庭における具体的な省エネ取組について普及・啓発するとともに、環境フェアなどのイベントや講座等を通じてあらゆる世代の取組意識の向上に取り組みます。

③ 県庁独自の取組

省エネ・節電の取組として、引き続き、夏季に3日間のライトダウンの取組を行うとともに、サマーエコスタイルやクールビズの取組を県内事業者等に呼びかけます。

④ 事業者、県民と協働した取組

三重県バス協会や県内事業者と連携し「みえエコ通勤デー」を設定し、毎週水曜日にマイカー通勤者のバス運賃を半額にすることでバス通勤を促し、CO₂削減や地球温暖化防止の意識を行動へと導きます。

(2) 地域と連携した低炭素社会づくりの推進

伊勢市におけるモデル事業については、これまでの取組が定着するよう電気自動車等の普及促進を図りながら、充電施設の普及など電気自動車等で観光できる環境づくりを進めます。

また、伊勢市をモデル地域として進めてきた電気自動車等を活用した低炭素社会づくりの取組を県内全域に広げ、低炭素なまちづくりをすすめたいとする市町とネットワーク会議を開催するとともに、県内全域への充電インフラの整備を促進します。

(3) 地球温暖化への適応に関する情報の提供

地域特性に応じた地球温暖化による影響やどの分野への影響が生じるかなど、環境省と連携し、有識者の専門的な知見を活用し、三重県におけるさまざまな分野における適応課題を探り、その情報を広く県民に提供します。

1 2 大気・水環境の保全について

大気・水環境課

1 大気環境について

(1) 現状

大気環境の状況を把握するため、四日市市と連携し県内 33 カ所に測定局を設け、24 時間連続測定を行っています。

平成 26 年度の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について、すべての測定局で環境基準を達成する見込みでおおむね良好な状況ですが、PM2.5（微小粒子状物質）は 32%（速報値：7 測定局／22 測定局）の達成にとどまる見込みであり、光化学オキシダントも全ての測定局において環境基準が達成されていない状況にあります。

県北部では、自動車 NOx・PM 法対策地域（四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町）（以下「対策地域」という。）が指定されていますが、対策地域内の 15 測定局において、二酸化窒素は 4 年連続で環境基準を達成する見込みです。

(2) 課題

大気環境の測定項目のうち、PM2.5 や光化学オキシダントについて、平成 26 年度に注意喚起や予報等発令したのは 1 回のみでした。しかし、環境基準は、全国的にも同じ傾向にあります。達成されていない状況にあります。

また、二酸化窒素の環境基準は全局で達成しておりますが、総量規制地域内の測定局の数値は他地域に比べて依然として高い状況にあることから、今後も施設の増設等による総排出量の増加について注視していく必要があります。

自動車 NOx・PM 法対策について、平成 23 年 3 月に国から、平成 32 年度には対策地域の全域で環境基準を達成することを目標とした新たな「基本方針^{*}」が示されました。これまでのところ環境基準を達成している状況ですが、今後、景気動向による交通量の増加等により影響を受ける場合があるため、二酸化窒素等の総量削減状況を毎年確認していく必要があります。

(3) 今後の取組方向

引き続き四日市市と連携し大気の常時監視を実施するとともに、PM2.5 について、指針値を超過するおそれがある場合は、よりきめ細かな情報を提供するため三分割した新たな地域区分により、迅速に県民への注意喚起を行います。

また、工場・事業場への立入検査に加え、光化学オキシダントへの対応のため、主原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の排出事業者に対し、引き続き指導を行います。

自動車 NOx・PM 法対応については、国の新たな「基本方針^{*}」の達成に向けて、対策地域内のモニタリングを行い、環境基準を達成できないおそれが生じた場合には、その対策を検討します。

^{*}基本方針：自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成23年3月閣議決定）

2 水環境について

（1）現状

① 公共用水域の状況

県内の河川（47河川62水域）および海域（4海域8水域）における水質の常時監視の結果、平成26年度の河川（BOD）、海域（COD）における環境基準達成率は、それぞれ94%（58水域/62水域）および38%（3水域/8水域）でした。

平成26年度には、県内43河川を対象とした水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定を行いました（平成27年1月27日告示）。

② 生活排水処理の状況

下水道、集落排水処理施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備率が平成10年度に40.5%（全国40位）であったところ、平成25年度末には80.8%（全国30位、福島県を除く。）となりました。本県では、浄化槽による生活排水処理施設の整備率が26.0%（平成25年度末）と、全国平均の8.9%と比べて大幅に高く、浄化槽が生活排水対策において大きな役割を担っています。

③ 海岸漂着物問題に対する取組

平成24年3月に策定した「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、対策を進めているところです。

伊勢湾内に漂着するごみのほとんどは、三重県だけでなく伊勢湾流域圏全体から発生していると考えられることから、東海三県一市知事市長会議において、伊勢湾流域圏全体でこの問題に取り組むことが合意され、平成24年4月に「海岸漂着物対策検討会」を設置しました。検討会においては、関係機関が協力し、海岸漂着物対策の周知啓発、環境団体等との連携および流域圏での発生抑制対策等を推進しています。

また、海岸漂着物対策に係る国の財政措置が平成25～26年度の2ヶ年にわたり実施されてきましたが、平成27年度以降も継続されることとなりました。

(2) 課題

① 伊勢湾等の公共用水域の水質保全

河川（BOD）における環境基準達成率は、平成17年度以降、90%以上の達成率で推移しており改善傾向にあるものの、海域のうち、閉鎖性海域である伊勢湾（COD）の環境基準達成率については、近年50%前後の達成率で推移しており、毎年、赤潮や貧酸素水塊などが発生している状況であることから、引き続き工場・事業場排水や生活排水による汚濁負荷を一層削減していく必要があります。

また、地下水汚染の原因となる有害物質の漏洩防止のため水質汚濁防止法が改正（平成24年6月施行）され、有害物質貯蔵施設等に新たな構造基準が適用されており、これに対応する必要があります。

② 生活排水処理施設の整備促進

生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、全国平均の88.9%と比べると依然として低い状況にあり、河川等における水質改善のため未普及人口の解消が課題となっています。特に、生活排水への影響が大きい単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換が進んでいないことが課題です。

また、生活排水処理施設の整備を進めるための県の「生活排水処理アクションプログラム」の目標年度が平成27年度となっていることから、平成26年1月に国が策定した、10年程度を目途に汚水処理の「概成」を目指す「都道府県構想策定マニュアル」に基づき、次期「生活排水処理アクションプログラム」を策定する必要があります。

③ 海岸漂着物の発生抑制等

国の補助制度を活用し、海岸漂着物対策を効果的に進める必要があります。

対策の推進に向けては、引き続き東海三県一市の海岸漂着物対策検討会において、関係機関が協力して広域での普及啓発に取り組んでいく必要があります。

(3) 今後の取組方向

① 伊勢湾等の公共用水域の水質保全

公共用水域の水質改善のため、引き続き工場・事業場に対する立入検査を実施し、排水基準および総量規制基準の遵守を徹底します。

また、有害物質貯蔵施設等に新たな構造基準が適用されましたが、既存施設の一部に認められていた猶予期間が平成27年5月末までとなっていることから、対象事業者への立入検査を重点的に実施し、新たな構造基準への適合を図ります。

② 生活排水処理施設の整備等

生活排水対策として、平成24年8月に見直した県の「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、関係各部および市町と連携して、生活排水処理施設の整備を推進するとともに、県内に多く残されている単独処理浄化槽や汲み取りについては、県費による上乘せ補助を行い、合併処理浄化槽への転換を図っていきます。

また、次期「生活排水処理アクションプログラム」を策定するため市町および関係部局との調整を進めます。

③ 海岸漂着物対策の推進

「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、国の補助制度を活用して県内の海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を実施するほか、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」をはじめとする、伊勢湾流域圏のさまざまな主体との協働・連携事業を推進します。

東海三県一市の海岸漂着物対策検討会においては、本県がリーダーシップを取り、引き続き広域圏での発生抑制等の検討、国への提言などを行うことにより、伊勢湾における海岸漂着物問題に取り組みます。

県内の大気環境基準達成率

年度	H22		H23		H24		H25		H26	
	環境基準達成局数	全体の測定局数	環境基準達成局数	全体の測定局数	環境基準達成局数	全体の測定局数	環境基準達成局数	全体の測定局数	環境基準達成局数	全体の測定局数
二酸化硫黄 (SO ₂)	22	22	23	23	23	23	25	25	26	26
達成率(%)	100		100		100		100		100	
二酸化窒素 (NO ₂)	27	28	29	29	29	29	31	31	32	32
達成率(%)	96		100		100		100		100	
光化学オキシダント	0	20	0	21	0	21	0	23	0	24
達成率(%)	0		0		0		0		0	
浮遊粒子状物質 (SPM)	28	28	12	29	29	29	31	31	32	32
達成率(%)	100		41		100		100		100	
一酸化炭素	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4
達成率(%)	100		100		100		100		100	
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	0	2	0	4	10	19	1	21	7	22
達成率(%)	0		0		53		5		32	

※H26年度測定結果は未確定のため見込みです。

参考：平成25年度の全国の状況

光化学オキシダントの測定局1,182局のうち環境基準達成局は4局(0.3%)、微小粒子状物質の有効測定局673局のうち環境基準達成局は103局(15.3%)

自動車 NOx・PM 法対策地域内の大気環境基準達成率

測定局数	H23		H24		H25		H26		H27(目標値)	
	環境基準 ^{※1} 達成測定局数	全体の測定局数 ^{※2}	環境基準 ^{※1} 達成測定局数	全体の測定局数 ^{※2}	環境基準 ^{※1} 達成測定局数	全体の測定局数 ^{※2}	環境基準 ^{※1} 達成測定局数	全体の測定局数 ^{※2}	環境基準 ^{※1※3} 達成測定局数	全体の測定局数 ^{※2※3}
大気常時監視測定局数	9	15	15	15	15	15	15	15	16	16
達成率(%)	60.0		100.0		100.0		100.0		100.0	
非達成局	浮遊粒子状物質 桑名、楠、鈴鹿等6局									

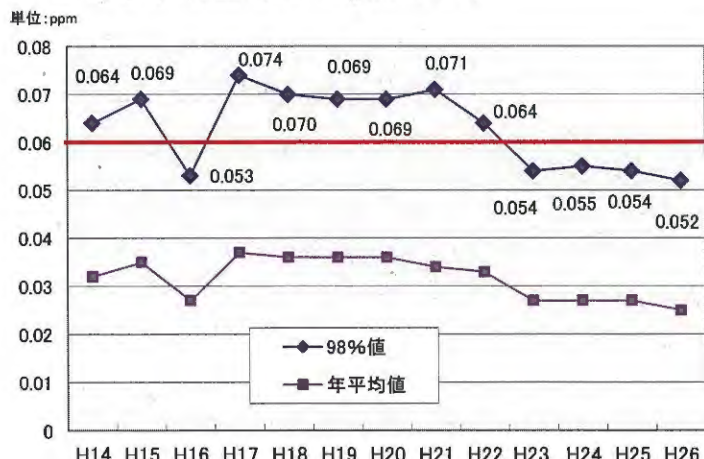
※1 環境基準の項目は、二酸化窒素と浮遊粒子状物質です。

※2 15測定局の内訳は、一般環境測定局10局と自動車排出ガス測定局5局です。

※3 平成27年度は自動車排出ガス測定局1局が新たに常時監視を開始しています。

※H26年度測定結果は未確定のため見込みです。

四日市市納屋局の NO₂ 値の推移

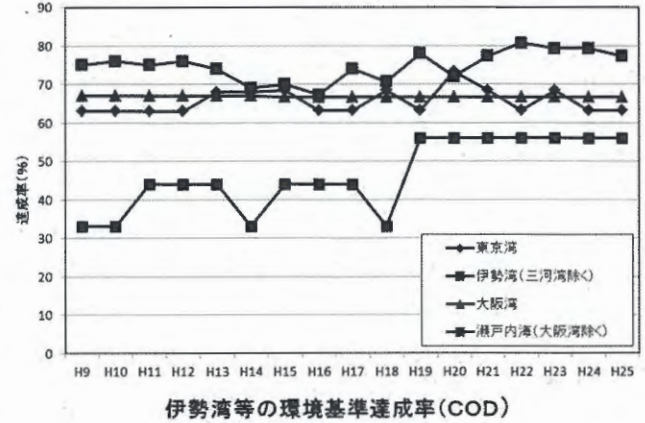
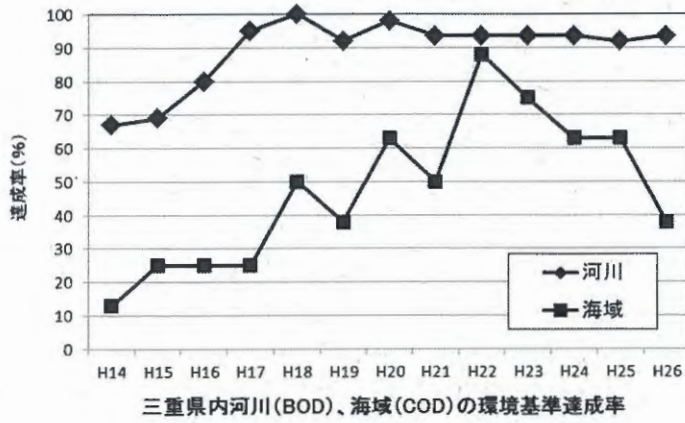


※H26年度測定結果は未確定のため見込みです。

自動車 NOx・PM 法対策地域



公共用水域の水質環境基準達成状況



海岸漂着物発生抑制の取組事例（平成 26 年度）

海岸漂着物啓発ラッピング電車及びバスの運行

海岸漂着物問題を啓発するラッピングを施工した電車を近鉄名古屋線で運行、同デザインのバスを三交バス津エリア、伊勢エリアにて運行



海岸漂着物啓発シネアドの上映

海岸漂着物の問題を啓発するシネアドを作成し、東海三県の映画館で上映

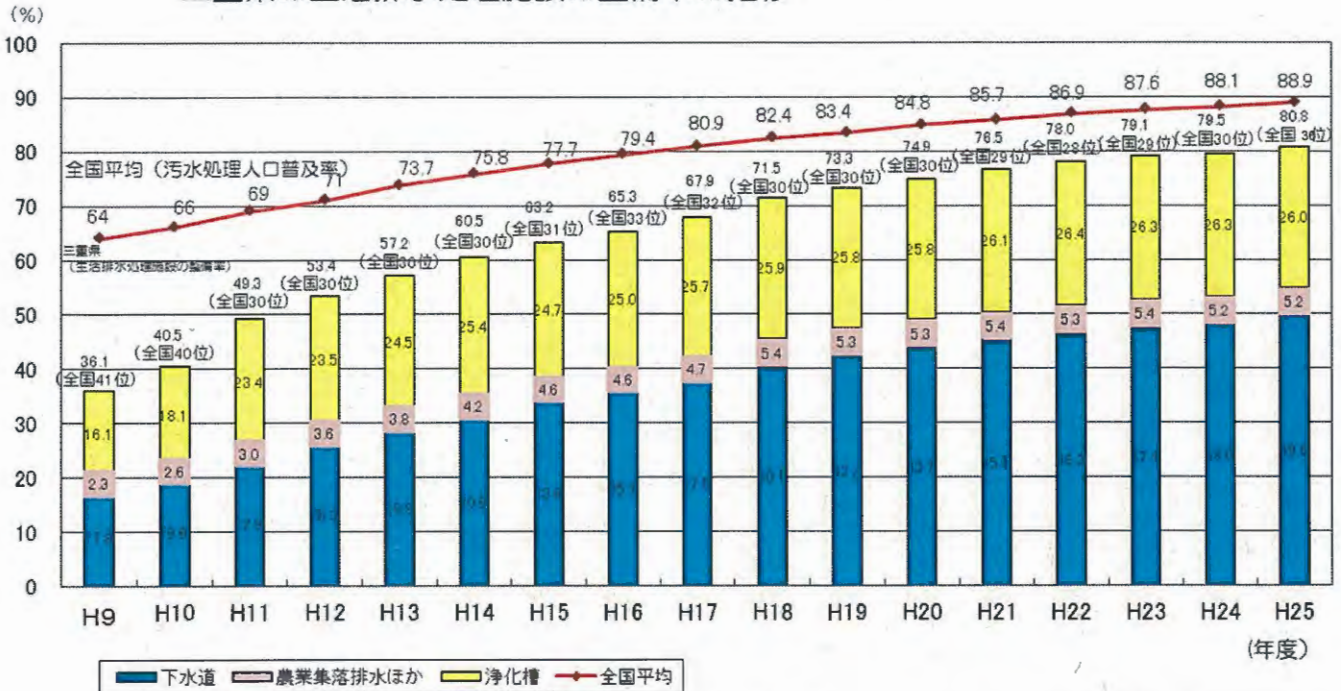


海岸漂着物対策啓発展示物の新設

三重県環境学習情報センターに海岸漂着物問題を啓発するための展示物を新設



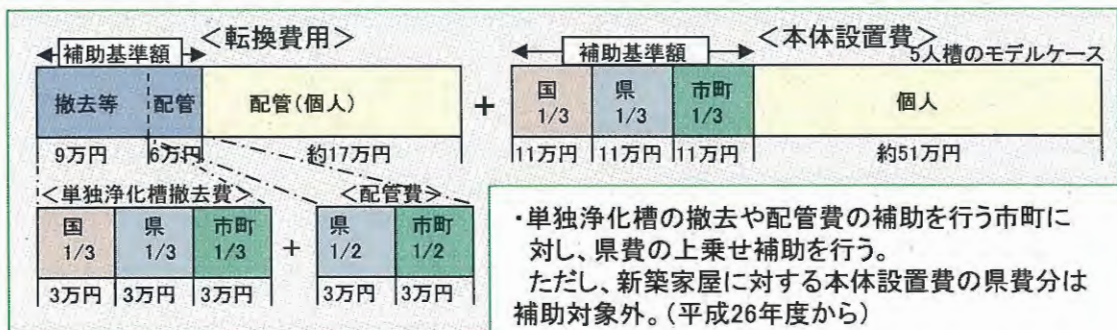
三重県の生活排水処理施設の整備率の推移



※全国集計結果は、H22年度は岩手県、宮城県、福島県を除く。
H23年度は岩手県、福島県を除く。H24年度は福島県を除く。

浄化槽設置に係る県費補助制度(平成26年度)

①単独浄化槽、汲み取りから合併浄化槽への転換に対する上乗せ補助創設



②浄化槽市町村整備推進事業の導入に係る調査費の一部を補助する制度の創設

- ・市町による計画的な浄化槽の整備を促進するため、導入調査費について補助を行う。
- ・補助率は調査費の1/6とする。(平成27年度までの時限措置)

1 3 三重県廃棄物処理計画の策定について

廃棄物・リサイクル課

1 現状

(1) 計画の位置づけ

都道府県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）に即した廃棄物の減量や処理等に関する計画を策定することとされています。

(2) 経緯

本県では、廃棄物処理法に基づき、昭和48年から3次にわたり「三重県産業廃棄物処理計画」を策定し、産業廃棄物の適正処理のための施策を推進してきました。その後、平成12年の廃棄物処理法改正を受け、産業廃棄物に加え一般廃棄物を含めた総合的な「三重県廃棄物処理計画」を平成16年3月、平成23年3月に策定し、廃棄物の減量や適正処理の施策を推進しています。

(3) 現行計画の概要

①計画の性格

廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき策定する廃棄物の減量や処理等に関する計画

②策定時期

平成23年3月

③計画期間

平成23年度から平成27年度（5年間）

④目標年度

平成27年度

⑤取組方向

ごみゼロ社会の実現

産業廃棄物の3Rの推進

産業廃棄物の適正処理の確保

産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理に対する是正の推進

(4) 次期計画の検討状況

廃棄物処理法第5条の5第3項の規定に基づき三重県環境審議会に平成27年2月3日付けで諮問し、同審議会廃棄物処理計画部会において調査検討を進めています。

2 課題

(1) 国の動向

平成 25 年に国の第 3 次循環型社会形成推進基本計画が策定され、循環型社会の構築に向けた基本的な考え方が示されました。また、今年度中に国の基本方針も見直しされる見込みとなっており、国の動向を注視しながら策定作業を進める必要があります。

(2) 社会情勢の変化

県の廃棄物処理状況や国の動向に加え、今後見込まれる人口の減少や産業の振興などの社会情勢の変化を踏まえ検討を進める必要があります。

3 今後の取組方向

今後、三重県環境審議会廃棄物処理計画部会において調査検討を進め、以下により計画策定を行います。

- ・平成 27 年 10 月 中間案のとりまとめ
- ・平成 27 年 10～11 月 パブリックコメント、市町意見照会
- ・平成 27 年 12 月 最終案のとりまとめ
- ・平成 28 年 2 月 三重県環境審議会から答申（予定）
- ・平成 28 年 3 月 計画策定

三重県廃棄物処理計画(平成23年3月策定)の概要

1 計画策定の趣旨

今回の廃棄物処理計画の策定にあたっては循環型社会の形成に向け、本県における廃棄物の現状や課題を踏まえ、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組とも連携しつつ、さらに3Rと適正処理を推進していくための計画を、新たに策定するものです。

2 計画の性格

- 廃棄物処理法に基づく法定計画（第5条の5）として策定します。
- 三重県総合計画、三重県環境基本計画を上位計画とし、循環型社会の構築に向け、今後の本県における廃棄物処理等に関する基本的な事項について定めています。

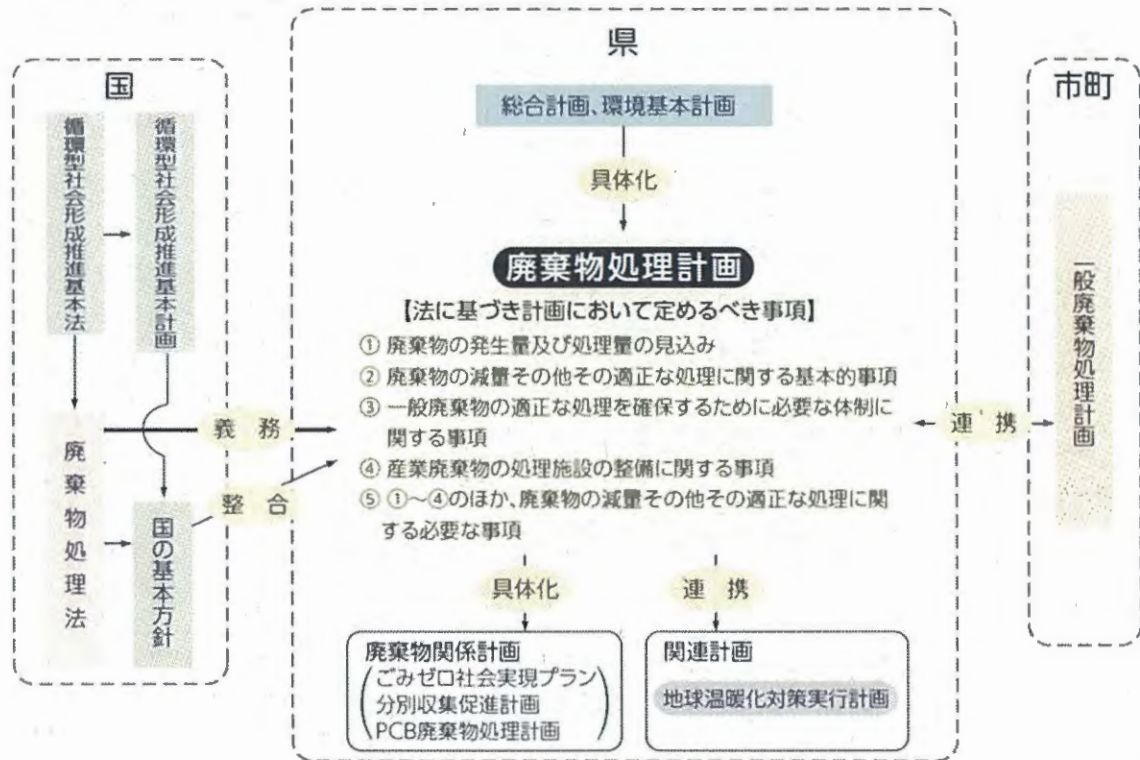
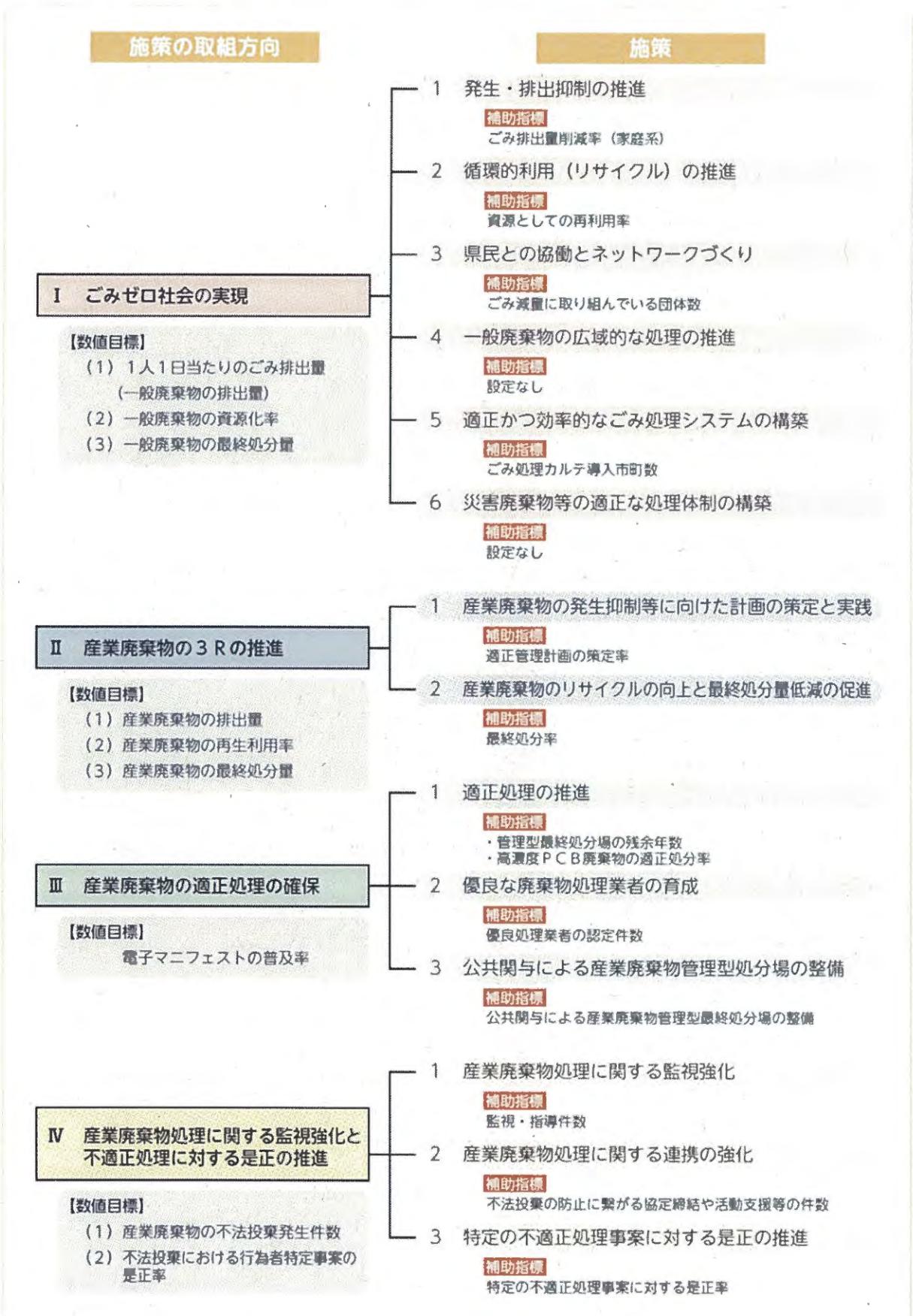


図1 廃棄物処理計画と関連する計画等との関係イメージ

3 計画の期間

- 本計画は、循環型社会の実現や低炭素社会・自然共生社会づくりという中長期的な課題への対応が求められることから、概ね10年先を見据えつつ、今後の社会環境の変化にも柔軟に対応していくため、5年間（平成23年度～平成27年度）を計画期間とします。
- また、計画期間の最終年度となる平成27年度に達成すべき数値目標等を設定しています。

○ 施策の取組方向



1.4 「ごみゼロ社会」の実現について

廃棄物・リサイクル課

1 現状

(1) ごみゼロ社会実現プラン

ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」を実現するため、めざすべき具体的な将来像とその達成に向けた道筋を示した「ごみゼロ社会実現プラン（以下、「プラン」という）」を平成 17(2005)年 3 月に策定しました。

プランに基づく取組の推進については「ごみゼロプラン推進委員会」において評価・検証を行っており、平成 23(2011)年 3 月には中期目標の見直しなど、プランの改定を行いました。（資料 1 参照）

(2) 取組の成果

マイバック運動や簡易包装などごみ減量化への県民参画と協働の推進や市町におけるごみ有料化などの取組により、家庭系・事業系ごみの排出量や最終処分量が減少してきています。（表 1、図 1）

また、公正で効率的なごみ処理システムの構築のため、ほとんどの市町で国が推奨する廃棄物会計が導入されるなど、「プラン」に掲げるごみ減量化に向けた取組が進められています。

表 1 プランに掲げる数値目標及び実績（単位：トン／年）

指標名	2002年度	2013年度	2002年度比	中期目標	数値目標	
				(2015)	(2025)	
ごみ排出量 (2002年度比)	家庭系ごみ	535,198	452,569	-15.4%	-20%	-30%
	事業系ごみ	251,733	181,438	-27.9%	-35%	-45%
	計	786,931	634,007	-19.4%	-	-
資源としての再利用率	14.0%	15.5%	+1.5 ポイント	22%	50%	
	110,781	98,316	-	-	-	
最終処分量	151,386	50,042	-66.9%	55,000	0	

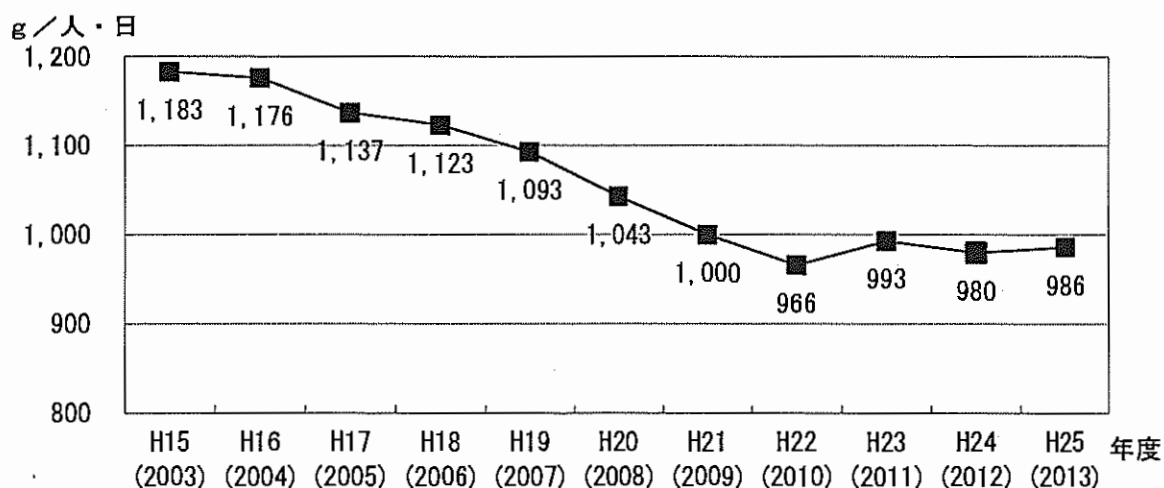


図 1 一人一日あたりごみ排出量

2 課題

- (1) 平成 27(2015)年度はプランの中期目標年度となることから、目標の達成度を把握するための調査および評価を実施する必要があります。
- (2) 家庭系・事業系ごみの排出量や最終処分量が減少してきていますが、さらなる減量化のためには、効果の高い市町の取組の水平展開や新たな取組を展開していく必要があります。また、市町において効率的なごみ処理体制の構築を進めていくために、廃棄物会計^{※1}やごみ処理カルテ^{※2}を有効活用していく必要があります。
- (3) 県民のごみ減量化に関する意識のさらなる向上のため、引き続きNPO団体等の多様な主体との連携のもと、ごみ減量化に向けた普及・啓発に取り組む必要があります。

3 今後の取組方向

- (1) プランの数値目標の達成度を把握するため、県民意識調査を実施します。また、市町ルート以外の民間事業者による資源回収が普及してきていることから、資源ごみの流通量を把握するため、スーパーマーケットや古紙回収事業者に対しアンケート調査を行います。
- (2) 市町ごとのごみ減量化・資源化等の課題に応じ、市町・事業者・住民との「地域ごみゼロネットワーク」を活用し、講習会や先進事例のベンチマーキング等を実施します。また、廃棄物会計やごみ処理カルテの有効活用、削減効果の高い家庭系ごみの有料化制度導入など、市町の取組を支援します。
- (3) 子どもたちの「もったいない」という環境意識を育むため、地域で活動するNPO団体や事業者、市町と連携して小学校等での環境教育（出前授業）を実施します。また、効果的な普及啓発を行うため、「もったいないかみしばい」や「もったいない絵本」などを活用し、幼児等への意識の醸成につなげて行きます。

【参考】

※1 廃棄物会計

一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的手法を示すもの

※2 ごみ処理カルテ

市町が把握・公開していたこれまでのごみ処理に関するデータに加え、廃棄物会計のコスト情報や環境負荷の評価結果、住民や事業者の取組状況等のデータを用いて、ごみ処理システムの現状や課題について総合的に分析することにより、強みや弱みを明確にするためのツール

ごみゼロ社会実現プランの体系

資料 1

